

市川市告示第243号

指定第1号事業の事業所の指定について

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第11条第1項に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月14日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 指 定 申 請 者 | 医療法人社団緑友会 |
| 2 事 業 所 名 | らいおんハートリハビリ温泉デイサービス末広 |
| 3 事 業 所 所 在 地 | 千葉県市川市末広二丁目15番16号 |
| 4 指定・指定更新年月日 | 令和9年6月1日 |
| 5 総 合 事 業 の 種 類 | 介護予防通所型サービス事業 |

自転車等の撤去及び保管について

市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成 4 年条例第 27 号）第 15 条第 2 項及び市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37 号）第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 14 日

市川市長 田中 甲

市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例第 13 条及び第 14 条第 2 項、市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり放置されていた自転車等を撤去し、保管場所に保管しました。

1 放置されていた場所：J R 市川駅周辺、京成市川真間駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和 8 年 8 月 5 日、13 日、21 日、27 日

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田 5 丁目 1 2 7 0 番 2 外 J R 総武線 高架下）

1 放置されていた場所：J R 本八幡駅周辺、京成八幡駅、京成菅野駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和 8 年 8 月 5 日、13 日、21 日、27 日

3 保管（引渡し）場所：平田保管場所（平田 1 丁目 1 4 1 3 番 4 外 J R 総武線 高架下）

1 放置されていた場所：J R 市川大野駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和 8 年 8 月 14 日

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田 5 丁目 1 2 7 0 番 2 外 J R 総武線 高架下）

1 放置されていた場所：北総鉄道北国分駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：該当なし

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田 5 丁目 1 2 7 0 番 2 J R 総武線 高架下）

1 放置されていた場所：東京メトロ行徳駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和8年8月3日、4日、7日、10日、17日、18日、20日、24日、25日、31日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 放置されていた場所：東京メトロ南行徳駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和8年8月12日、26日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 放置されていた場所：東京メトロ妙典駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和8年8月6日、19日、28日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 放置されていた場所：J R市川塩浜駅周辺自転車等放置禁止区域

2 撤去した日：令和8年8月19日、28日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 放置されていた場所：京成鬼越駅周辺の自転車等放置禁止区域外

2 撤去した日：該当なし

3 保管（引渡し）場所：平田保管場所（平田1丁目1413番4外 J R総武線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：J R市川駅・市川大野駅周辺、京成市川真間駅周辺、北総鉄道北国分駅周辺、国分地区周辺の自転車駐輪場施設

2 撤去した日：該当なし

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田5丁目1270番2外 J R総武線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：J R本八幡駅・下総中山駅周辺、京成八幡駅・菅野駅周辺の自転車駐輪場施設

2 撤去した日：該当なし

3 保管（引渡し）場所：平田保管場所（平田1丁目1413番4外 J R総武線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：東京メトロ原木中山駅・妙典駅・行徳駅・南行徳周辺、J R市川塩浜駅・二俣新町駅周辺の自転車駐輪場施設

2 撤去した日：該当なし

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：江戸川放水路以北の自転車等放置禁止区域外

2 撤去した日：令和8年8月5日、21日

3 保管（引渡し）場所：新田保管場所（新田5丁目1270番2外 JR総武線 高架下）

1 長期間放置されていた場所：江戸川放水路以南の自転車等放置禁止区域外

2 撤去した日：令和8年8月12日、19日、26日、28日

3 保管（引渡し）場所：千鳥町保管場所（塩浜3丁目2番7外 首都高速湾岸線 高架下）
